

広島県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 総務課取扱主任は、書留のもの、速達のもの、特別送達のもの又は内容証明のものを收受したときは、特殊文書收受簿に記載し、当該特殊文書收受簿の所定欄に主務取扱主任の受領印を受けて交付しなければならない。

第三十三条第三項第一号口中「配達記録」を「特定記録」に、「送付記録」を「送付記録」に改める。

第三十七条第二項中「、配達記録のもの」を削る。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。